

# 障害者虐待防止・対応に関わる法の理解

平成29年12月6日  
埼玉県障害者虐待防止・権利擁護研修

# 障害者虐待防止法について

- ▶ 障害者本人の権利利益の擁護を目的とする。
  - 本人保護とともに、自立支援と社会参加を確保する。
- ▶ 虐待者の処罰や排除を目的とするものではない。
  - 養護者の支援も虐待対応の役割
- ▶ 在宅・施設・職場における虐待について、国民に通報義務を課すとともに、対応体制を市町村・都道府県・労働関係行政の責務として明確に規定したこと

# 障害者虐待防止法について

- ▶ 障害者虐待が障害者の尊厳を害するものであること
  - ▶ 障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要である
  
  - ▶ 法律の目的（1条）
    - ①虐待の禁止
    - ②虐待の予防・早期発見等に関する国等の責務
    - ③虐待を受けた障害者の保護・自立支援のための措置
    - ④養護者支援に関する施策の促進
- 障害者の権利利益の擁護に資すること

# 定義 1

## ▶ 「障害者」 (2条1号)

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

## ▶ 「養護者」 (同条3号)

障害者を現に養護する者であつて障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

# 定義 2

- ▶ 「障害者福祉施設従事者等」（2条4項）障害者自立支援法等に規定する「障害者施設」又は「障害福祉サービス事業等」に従事する者
  - 「障害者福祉施設」 = ①障害者支援施設②のぞみの園
  - 「障害福祉サービス事業等」 = ①障害福祉サービス事業②一般相談 支援事業もしくは特定相談支援事業③移動支援事業④地域活動支援センターを運営する事業⑤福祉ホームを運営する事業⑥厚生労働省令で定める事業

# 定義 3

▶ 「使用者」（2条5項）

= 障害者を雇用する事業主

又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）

# 障害者福祉施設従事者による障害者虐待の5類型

## ① 身体的虐待（2条7項1号）

障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。

## ② 性的虐待（同項2号）

障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。

## ③ 心理的虐待（同項3号）

障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

## ④ 放棄・放任（ネグレクト）（同項4号）

障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

## ⑤ 経済的虐待（同項5号）

障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

# 身体拘束・行動制限がどのような場合に許されるか

## ▶ 基本的考え方

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待である（2条7項）。

## ▶ 身体拘束しない工夫，代替手段を検討するのが先決。

→行動の原因を分析し，対応策を講じる。

## ▶ （参考）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準

### 第39条（身体拘束等の禁止）

障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。



# やむを得ず身体拘束を行う際の要件

## ① 切迫性

身体拘束による本人に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する。

## ② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと。本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する。

## ③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が、必要とされる最も短い拘束時間を想定する。

- ▶ 例外的に、身体拘束が必要になる場合に備えて、個別支援計画の中にパニック時等に取りべき方法等を盛り込み、事後的な検証可能なようにしておくべき。

車いすで移動する際に、どうしても上半身を固定する必要のある場合でも、身体拘束にあたるのか。

- ▶ 移動のため方法を検討し、より制限的でない、安全な方法で、本人の承諾があるような場合は、3要件を満たしているため、形式的に身体拘束にあたっていても、例外的に認められる場合にあたる。
- ▶ ①身体を固定しない移動の介助が、本人の生命・身体に重大な危険をもたらす可能性が高い場合。
  - 切迫性あり
- ▶ ②複数の方法から、より制限的でない安全な身体拘束方法により身体を固定する場合。
  - 非代替性あり
- ▶ ③固定の必要性がなくなったら直ちに固定を解除する場合。
  - 一時性があり
- ▶ 事前に、本人の同意を得て、個別支援計画に定めておき、実際に行った支援について記録に残すことで、事後的に問題になった場合に検討可能となる。

## 異性による排泄支援・おむつ替え等が性的虐待にあたるか

- ▶ 自分の意思が表明できない状態で性器に触れたりする行為は、性的虐待にあたりうるが、障害福祉施設の施設従事者が行う場合は、正当な業務行為として虐待行為ではないと評価される。
- ▶ ただし、正当な業務であっても、性器への接触を含むような支援を異性が行うことには問題があるため、同性により介助を行い、異性による介助は原則として行わない。  
→夜間の勤務態勢等の人員配置について検討が必要。

## 施設利用者間の恋愛関係が、性的虐待の問題となる場合

- ▶ 障害者に対する性的行為について、判断能力が不十分であったり、相手方との間に上下関係があるような場合、外形的に同意があっても、真意による同意がない場合がある。他方で、過干渉は障害者の恋愛の自由を侵害する。  
→形式的な同意の下でのわいせつ被害が多数ある。
- ▶ 人間関係、これまでの経緯、障害の内容・程度、行為の内容、本人の認識・理解状況などを総合的に判断をすることが必要。
- ▶ 客観的に障害者が真意に同意しているといえるような場合を除き、虐待を疑う。
- ▶ 問題となり得る行動については、恋愛の自由に配慮し指導・助言として、わいせつ行為にあたり得る場合があること、虐待になる場合には介入することがあることを説明する等するべき。  
→施設側のネグレクトが問われる場合がある。

## 親族や養護者ではない者からの財産侵害への対応

Q.時々自宅を訪れる友人等が、障害者から繰り返しお金を借り入れているような場合、障害者虐待防止法で対応できるか。

- ▶ たまに自宅を訪れる程度は、障害者を現に養護している者とまでは言えない。  
→障害者虐待防止法上の養護者による経済的虐待にはあたらない。
- ▶ しかし、友人が不当な利益を得ようとしている事が明らかであるといえる場合。  
→財産上の不当取引による被害を防止することは、市町村の責務とされているため（43条）、障害者に対し一般的な法律に基づいて支援を行う。

## ブラック企業での就労が虐待にあたるか。

Q. 障害者が、近くの会社で住み込みで働いているが、休みもなく、毎日遅くまで働き、3食はついていてものの給与から寮費が引かれているため、手取りが月に2万ほどしかない。経済的虐待にあたるか。

- ▶ 労働基準法，最低賃金法等の労働関係法規は，障害の有無にかかわらず適用される（最低賃金の適用除外には労働局長の許可が必要）。

→寮費が高額に過ぎるような場合は，経済的な虐待の可能性が高い。

→使用者虐待のおそれ，として市町村・都道府県に通報。

最低賃金法違反については労働局からの指導等の措置に加え、労働基準監督署から業務改善等の命令も

## ボランティア活動の強要が虐待にあたるか。

Q. 障害者の入所施設が、地域への恩返しという理由で、毎週近所の公園のトイレ掃除やゴミ拾いを日課に加えている。また、施設長の自宅の庭の草むしりをさせることもある。虐待にあたるか。

- ▶ 本人の意思に反する労働を課し、それが無償であれば経済的虐待にあたる。ボランティア活動であっても無償労働に該当する。  
→ボランティアだから構わないと安易に考えると、無意識のうちに人権侵害を行いかねない。
- ▶ ただし、利用者個々人について、個別支援計画の中で、ボランティア活動の意義・必要性を明らかにして、本人・家族の同意の下に計画に基づいて行われるような活動であれば、虐待とはいえない。
- ▶ 他方、施設長の自宅の草むしりは、個別支援計画に盛り込むことは困難

## 配偶者からの暴力と虐待 (配偶者暴力防止法との関係)

Q.障害者の妻が、家計の管理がうまくできないことに対し、夫が暴力を振るうようになった。どこに相談をすべきか。

→障害者虐待防止法における「養護者からの虐待」にも、配偶者暴力防止法の「配偶者からの暴力」にも該当する。

- ▶ どちらかが優先的に適用される関係にはない。どちらの法律に基づく手段をとることも可能であるため、障害者虐待窓口も、配偶者暴力相談窓口も利用可能。関連部局の相互連携が必要
- ▶ 配偶者暴力防止法は、配偶者から逃れて肉体的・精神的安全を図ることが目的。

→配偶者に夫との離別希望が無ければ、養護者に障害特性を理解してもらって支援が可能な、障害者虐待防止法での対応になることが予測される。



## 親族による経済的虐待

Q.障害者の親族が、障害者の年金をあてにして生活をしており、障害者本人には自由になるお金がほとんど無い。経済的虐待に当たるのか？

- ▶ 障害者に支払われる年金や工賃等はいくまでも障害者本人の収入であり、本来は自分自身のために使える金銭である。
- ▶ 近親者には扶養の義務（民法877条1項）がある。  
→ 扶養の義務の履行とも見える。
- ▶ 元々親に働く意欲がなく、年金等をあてにして完全に管理をしている場合等は、経済的虐待と判断できる。
- ▶ 緊急対応が必要な例外的な場合以外は、親族と年金をあてにしないで生活をしていく方法について話し合いを行い、親族の経済的自立（生活保護等）を促す。

# 虐待対応時の留意点

# 虐待の徴表に気がついたときの対応

- ▶ ある程度の事情の確認を行い，速やかに通報を行い市町村につなげる。
  - ・ 事情の確認をする際には，
    - ・ 本人の言葉で語らせる。過度の誘導質問や結論の押しつけをしない。記憶の汚染を防ぐ。
    - ・ 聞き取りは1度とするのが望ましい。
    - ・ 聞き取り内容の記録化（文書化，録音，録画）。
    - ・ 負傷等，時間の経過で失われるものは，医師の診断を受ける等証拠化しておく。
    - ・ 聞き取りを行う人の専門性があると良い。
  - 障害者の証言が信用できないとして，賠償請求が棄却されたり，刑事事件で無罪となっているケースがある。（浦安事件）
- ▶ 市町村がその後の事実確認をする際の参考資料となる。

## 通報はどのようなときにするのか。

- ▶ 「虐待を受けたと思われる」障害者を発見したときに通報する（7条, 16条, 22条）。
- ▶ 裏付けは不要。
  - 事実確認は市町村（都道府県）が行う。通報者が自ら調査を行い虐待か否かを認定するものではない。
- ▶ 虐待をしている者の「自覚」は問わない。
- ▶ 虐待をされている者の「自覚」も問わない。
- ▶ 「重大な危険」が生じていなくとも通報義務がある。
  - 高齢者虐待防止法との違い。
- ▶ 守秘義務の存在は、通報しない理由とならない。

# 虐待の判断に迷うとき

- ▶ 虐待かどうかの判断が難しい場合は、虐待でないことが確認できるまでは虐待事案として対応する。
- ▶ 虐待ではないと判断できた事案と、虐待かどうか判断できない事案を区別する。
- ▶ 事実関係が不明確で判断ができないのであれば、事実を調査・確認を行う。確認をしていない事実と、確認した結果存在していないことが確認された事実を区別する
- ▶ 虐待にあたるか否か判然としない場合でも、障害者の権利が侵害され、生命・身体・財産が損なわれるような事態が予測されれば、障害者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行う必要がある。

# 事実確認の際の留意点

- ▶ 通報を受けた市町村等は、速やかに事実確認と安全確認を行う。
- ▶ 虐待の事実及びそれを裏付ける資料を集める。
  - いつ、誰が、どこで、何を、どうした、という客観的な事実が重要（ひどい、許せない、かわいそう、等の主観は排除）。
- ▶ 通報者については、虐待者・施設に秘密にするのはもちろん、本人にも明かさない。
  - 通報者には、情報をもらさないことや、事業者は通報をしたことを理由に不利益な扱いをすることができないこと等を十分説明し、詳細な聞き取りに応じてもらうようにする。
- ▶ 通報者には、その後の対応についてきちんと経過報告を行う。
  - その後の対応への協力、信頼関係を構築するため。

# 福祉施設従事者による虐待での 事実調査の留意点

- ▶ 施設従事者からの虐待の場合、障害者本人の安全確認は、本人との面接によって行う。職員の立会いはできる限り排除する。
- ▶ 施設等からの自主的な報告を待つだけや、簡単な任意の訪問調査だけで済ますと、虐待が確認できなかったという結論になりがち。
  - 障害者の人権擁護の義務を果たす意識を持つ。

## 高井田苑事件

大阪府が一度は「調査の結果、虐待の事実は確認できなかった」として発表したが、虐待の事実が新聞報道されたことを受けて特別監査が行われ、虐待の事実を認定した。

# 虐待対応計画策定時の留意点

- ▶ まず、虐待リスクに着目した支援を検討する。自立に向けた支援や養護者支援と、虐待リスクの除去とを区別し、その後の課題とする。
- ▶ 虐待リスクの除去として、生活を分離するときには、原則として、「やむを得ない事由による措置」を行い、契約に基づく施設利用は避ける。
  - 養護者の同意により分離することは困難であり、また本人の契約による場合は判断能力の問題や、養護者の圧力により契約解除の危険がある。
- ▶ 虐待対応計画を定めるにあたっては、障害者の意思を尊重しつつ、対応について理解を得る。
- ▶ 終結と目標を明確にして、終結に向けて行動すること。
  - 虐待リスクが解消に至っているか否かを認定する。支援が必要な状況がある限り、いつまでも行うというものではない。



# 虐待防止の視点

- ▶ 虐待はどこでも起こりうると考える。
  - 起きないという先入観が、虐待を否定する心理を形成する
- ▶ 「自覚」がなくても起こる。
- ▶ 虐待を正当化しない。
  - 「指導」「仕方が無い」と言う心理が虐待をエスカレートさせる。
- ▶ 親族の意向を免罪符にしない。
- ▶ 早期発見・早期対応を心がける。
  - 見て見ぬふりが感覚を鈍磨させる。
- ▶ 障害者の安全確保を最優先に行う。
- ▶ 権限を適切に行使する。
  - 喧嘩両成敗的解決は問題を解決しない。障害者の人権を擁護する義務がある。
- ▶ 虐待者側への援助を行う。
- ▶ 多職種によるチーム対応を行う。